

## 名古屋地方裁判所民事1部 御中

## 森田晴美さんの「療養補償給付請求」を「労働災害」と認めてください

森田晴美さんは、平成29年（2017年）6月1日、独立行政法人国立病院機構名古屋医療センターの非常勤事務助手として採用され、卒後教育研修センターに配属されました。

森田さんは、採用当初より先輩職員からのハラスメント行為を受け続けてきました。その被害については、他の職員からも上司に報告がされ、森田さん自身も再三にわたり改善を求めましたが、事実の調査もされず、また事業主の対応もなく、行為はむしろエスカレートし、職場環境は悪化していきました。

平成30年（2018年）5月、清掃業務への異動（退職勧奨）を促されたがこれを拒否。同年7月に図書室へ異動。この際も体調不良のため、緊急受診。異動後も前部署の先輩職員からの監視が続き、図書室の先輩職員からも継続的にパワハラを受けた。日常的な暴言・誹謗中傷、長時間にわたる強い叱責、業務範囲を超えた業務の押し付けの継続などにより精神的不調を発生させ、極度の緊張状態のため、現在も発声が困難な状況が続いています。

森田さんは、医療系図書室業務において自己研鑽により培った知見を活かし、利用する医療関係者や出版社からも高い評価を受けてきました。本来であれば、その専門性を生かし、安心して業務に専念できる環境が保障されるべきでした。

本件は、業務に起因する精神的負荷の蓄積によって発症に至った事案であり、業務起因性および相当因果関係が認められるべきものです。

貴裁判所におかれましては、働く人の健康と尊厳を守る観点から、森田晴美さんの「療養補償給付請求」を「労働災害」と認めてくださいますよう、署名を添えて強く要請します。

氏 名	住 所

署名集約先 〒496-0044 津島市立込町 2-92 津島民商内 日本国民救援会津島支部  
 【取り扱い団体】 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 国民救援会愛知県本部

救援新聞 [1958年6月10日 第三種郵便物許可]

